

## 令和3年第2回睦沢町議会臨時会会議録

令和3年11月24日（水）午前10時開会

### 出席議員（14名）

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 米倉英希 | 2番  | 島貫孝  |
| 3番  | 小川清隆 | 4番  | 酒井康雄 |
| 5番  | 丸山克雄 | 6番  | 久我眞澄 |
| 7番  | 伊原邦雄 | 8番  | 久我政史 |
| 9番  | 田邊明佳 | 10番 | 中村義徳 |
| 11番 | 中村勇  | 12番 | 市原重光 |
| 13番 | 麻生安夫 | 14番 | 今関澄男 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

|          |      |              |      |
|----------|------|--------------|------|
| 町長       | 田中憲一 | 副町長          | 高橋正一 |
| 総務課長     | 中村幸夫 | 企画財政課長       | 平山義晴 |
| 産業建設課長   | 大塚晃司 | 総務課主査兼行政管財班長 | 池澤竜二 |
| 企画財政課主査補 | 内山裕介 |              |      |

---

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 鈴木政信 | 書記 | 麻生健介 |
| 書記   | 伊藤晃  |    |      |

---

### 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件

日程第 3 承認第 1 号 令和 3 年度睦沢町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について

日程第 4 議案第 1 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（今関澄男君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元の配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（今関澄男君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日9時10分から開催されました。

内容について、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本日午前9時10分から、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました令和3年第2回睦沢町議会臨時会に係る日程等についての協議であります。

協議の内容について、お手元に配付の日程によりご説明申し上げます。

提出議案などについては、承認1件、議案2件、発議案1件であります。

本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は協議の結果、本日1日限りといたしました。

日程第3は、専決処分の承認についての審議をお願いいたします。

日程第4及び日程第5の条例の改正は関連がございますので、2議案を一括議題といたし

たいと思います。

最後に日程第6、発議案として睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部改正の審議を予定いたしました。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願ひいたします。

以上、本臨時会の日程について申し上げました。

本臨時会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方のご協力をお願ひ申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（今関澄男君） ここで、町長からご挨拶があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） おはようございます。

本日は、令和3年第2回睦沢町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年も残すところ1か月余りとなり、コロナ感染者も緊急事態宣言の解除とともに最近では落ち着き、一日も早い経済の回復を祈念するところでございます。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜わりまして、誠にありがとうございます。

さて、本日提出いたします議案等でございますが、専決処分の承認と、民間事業所で直近1年間において支払われた賞与等について、公務員の支給月数を下回っているとの調査結果から、令和3年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく特別職及び一般職の期末手当について、それぞれ支給月数を0.15月分引き下げる条例改正となります。手当等について引き下げる場合は、基準日より前に条例制定しておくことが必要であることから、本日の臨時議会をお願いしたところでございます。

議案につきましては慎重審議の上、原案どおりご承認賜わりますようよろしくお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いた

します。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（今関澄男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

2番、島貫 孝議員、3番、小川清隆議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（今関澄男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第3、承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平山企画財政課長。

○企画財政課長（平山義晴君） 承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和3年10月1日の台風16号において被害を受けた道路に係る経費であり、補正額は210万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ33億8,583万3,000円といった

しました。

初めに、歳出についてご説明いたします。

10款1項公共土木施設災害復旧費は、町道等ののり面崩落や倒木撤去などに係る経費を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

20款繰入金は、一般財源の不足分について財政調整積立基金からの繰入れにより調整いたしました。

本件につきましては災害対応であり、早急な対応が必要なことから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、補正予算第4号を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月6日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号、議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第4、議案第1号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） 議案第1号、議案第2号一括上程ということで、説明の都合上、議案第2号から説明をさせていただきます。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和3年人事院勧告、令和3年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告により、期末手当について一部を改正するものでございます。

人事院勧告によりますと、国家公務員等の期末手当、勤勉手当の年間支給月数4.45月が、民間の特別給の支給割合を0.13月分上回っており、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.15月分引き下げ、0.43月分といたします。

支給月数の引下げ分は、今年12月の期末手当から差し引くこととし、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるように支給月数を定めることとしております。このことから、本町でも勧告どおり、年間0.15月分引下げを行うものでございます。

第1条につきましては、本年度の改正につき、12月期の期末手当の率を0.15月分引き下げるものでございます。また、再任用職員についても勧告どおり引下げを行います。

第2条につきましては、令和4年度以降の期末手当の率について、6月期及び12月期の支給割合を均等になるように率を改正するものでございます。

第3条、第4条につきましては、任期付職員のうち特定任期付職員についても、同様に支給月数を引き下げるとしているもので、第3条で期末手当の率の引下げを行い、第4条では、来年度以降の期末手当の支給割合を均等にするため、率の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第1号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告及び令和3年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、期末手当の率を年間0.15月分引き下げるものでございます。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引下げを行うもので、12月の期末手当において、当該手当の率を0.15月分引き下げるものでございます。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率をそれぞれ2.15月とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） 大変申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと思います。

先程議案第2号の提案説明の中で、年間の支給月数を0.15月分引き下げ、4.3月分といたしますというところを0.43と申し上げましたので、ここを4.30月分といたしますということです訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

まず最初に、議案第1号 瞞沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号 瞳沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第6、発議案第1号 瞳沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田邊明佳議員。

○9番（田邊明佳君） 発議案第1号 瞳沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、特別職及び一般職の期末手当等が引き下げられることを受けまして、議案第1号と同様に、瞳沢町議会議員の期末手当の率を0.15月分引き下げるものです。

第1条については本年度に係るもので、12月の期末手当において期末手当の率を0.15月分引き下げるものです。

第2条については来年度に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を2.15月とするものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願ひいたしまして、提出者の説明を終わ

ります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 瞞沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（今関澄男君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回睦沢町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時21分）